

「いばらき高齢者プラン 21 第 6 期」の概要について

1 策定の根拠・理由

- 老人福祉法第 20 条の 9 第 1 項と介護保険法第 118 条第 1 項に基づく法定計画
- 「いばらき高齢者プラン 21 第 5 期」(H24～26 年度) が平成 26 年度をもって計画期間が終了したため、「いばらき高齢者プラン 21 推進委員会」での審議や庁内組織「茨城県高齢化対策推進本部」を活用し、第 6 期計画を策定したものの。

2 計画の概要

(1) 策定方針

基本的な部分は、国から示された「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等に基づき策定するが、本県の高齢化等の特徴を踏まえた、特色ある施策を盛り込む。

(2) 計画期間

平成 27 年度～29 年度（3 年間）

(3) 構成

「いばらき高齢者プラン 21 第 6 期」施策体系（別添）のとおり

(4) 計画の特徴

○ 政策目標

「団塊の世代」全てが 75 歳以上となる平成 37（2025）年を見据えて、『「地域包括ケアシステム」構築による誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現』を政策目標とし、「地域包括ケアシステムの構築」を第 1 とした 5 つの「施策の柱」、10 の「重点課題」を掲げ、取り組むべき施策の方向性を示す。

○ 施策の柱

本格的な高齢社会に対応するため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活が送れるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステムの構築」が重要であることから施策の第 1 とする。

○ 重点課題

「地域包括ケアシステム」構築のため、在宅医療・介護連携は特に重要であることから「医療と介護が連携する地域社会づくり」を重点課題に追加する。

○ 主な施策等

これまでの取組に加えて、茨城型地域包括ケアシステムの構築、医療と介護が連携する地域社会づくり、介護予防対策の推進、認知症施策、介護人材需給推計など、新たな施策を盛り込む。

3 策定の経過

平成 26 年 7 月 2 日	第 1 回いばらき高齢者プラン 21 推進委員会（第 5 期評価）～
平成 26 年 12 月 22 日 ～平成 27 年 1 月 22 日	パブリックコメント実施
平成 27 年 2 月 4 日	第 4 回いばらき高齢者プラン 21 推進委員会（最終原案報告）
平成 27 年 3 月 23 日	庁議決定
平成 27 年 4 月 1 日	計画施行